

	<h1 style="text-align: center;">鳥取県公報</h1>	平成 26 年 5 月 27 日 (火) 第 8 6 0 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (408) (福祉保健課) 2 生活保護法による医療機関の変更の届出 (409) (〃) 2 生活保護法による診療所の廃止の届出 (410) (〃) 2 生活保護法による介護機関の指定 (411) (〃) 2 生活保護法による介護機関の変更の届出 (2 件) (412・413) (〃) 4 生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の休止の届出 (414) (〃) 5 生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (415) (〃) 6 大規模小売店舗の新設の届出 (416) (経済産業総室) 6 土地改良区の解散 (417) (農地・水保全課) 7 漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (418) (水産課) 8 基本測量の実施 (2 件) (419・420) (県土総務課) 8 河川整備基本方針の策定 (421) (河川課) 8 指定居宅サービス事業者の指定 (422) (西部総合事務所福祉保健局) 9 指定介護予防サービス事業者の指定 (423) (〃) 9 開発行為に関する工事の完了 (424) (西部総合事務所生活環境局) 9 土地改良区の役員の就退任 (425) (西部総合事務所農林局) 10
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (4) 10 水産動物の採捕の禁止に関する指示 (5) 11
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民課) 11 鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) 12 調理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 14
◇ 調達公告	落札者の決定 (3 件) (物品契約課) 15 一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) 16

告 示

鳥取県告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
さとに訪問看護ステーション	鳥取市里仁54-2	平成26年2月1日
訪問看護ステーションおざき	鳥取市湖山町北二丁目522-2	平成26年4月1日
医療法人社団ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目17-20	〃
西田整形外科医院	八頭郡八頭町字下坂492-2	〃
キタミチ眼科	鳥取市晩稲348	平成26年4月26日

鳥取県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
真誠会セントラルクリニック	米子市河崎580	平成23年3月1日
ふなこし眼科ペインクリニック	米子市紺屋町15	平成26年3月20日

鳥取県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
キタミチ眼科	鳥取市栄町706	平成26年4月20日

鳥取県告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所在地	指定年月日
ユニット型介護老人保健施設仁風荘	米子市上後藤三丁目 5-1	平成 26 年 4 月 1 日
老人保健施設ル・サンテリオン北条ユニット型	東伯郡北栄町土下 123-1	〃

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
葦陽薬品株式会社	広島県福山市南蔵王町四丁目 12-30	イヨウ薬局福市店	米子市福市 1668-2	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目 23-27	ファーマシィ米子センター薬局	米子市上福原 177-3	〃	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人竹田内科医院	鳥取市本町二丁目 109	本町デイサービスたけだ	鳥取市本町二丁目 109	通所介護	平成 26 年 3 月 28 日
株式会社心晴	鳥取市二階町三丁目 204	デイサービス心晴	鳥取市二階町三丁目 204	〃	平成 26 年 4 月 22 日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町 158	短期入所施設ひまわりの家	倉吉市東昭和町 131-1	短期入所生活介護	平成 26 年 4 月 1 日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目 5-1	ユニット型介護老人保健施設仁風荘	米子市上後藤三丁目 5-1	短期入所療養介護	〃
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根 43	老人保健施設ル・サンテリオン北条ユニット型	東伯郡北栄町土下 123-1	〃	〃
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合 646	定期巡回・随時対応型南部訪問介護事業所	西伯郡南部町落合 480	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成 26 年 5 月 1 日

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
葦陽薬品株式会社	広島県福山市南蔵王町四丁目 12-30	イヨウ薬局福市店	米子市福市 1668-2	介護予防居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目 23-27	ファーマシィ米子センター薬局	米子市上福原 177-3	〃	平成 26 年 5 月 1 日

医療法人竹田 内科医院	鳥取市本町二丁 目109	本町デイサービス たけだ	鳥取市本町二丁 目109	介護予防通所介 護	平成26年3月 28日
株式会社心晴	鳥取市二階町三 丁目204	デイサービス心晴	鳥取市二階町三 丁目204	〃	平成26年4月 22日
社会福祉法人 親誠会	倉吉市東昭和町 158	短期入所施設ひま わりの家	倉吉市東昭和町 131-1	介護予防短期入 所生活介護	平成26年4月 1日
医療法人養和 会	米子市上後藤三 丁目5-1	ユニット型介護老 人保健施設仁風荘	米子市上後藤三 丁目5-1	介護予防短期入 所療養介護	〃
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	老人保健施設ル・ サンテリオン北条 ユニット型	東伯郡北栄町土 下123-1	〃	〃
医療法人アス ピオス	鳥取市吉方温泉 一丁目653	小規模多機能型居 宅介護事業所わか さ	鳥取市立川町六 丁目201-21	介護予防小規模 多機能型居宅介 護	〃

鳥取県告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こ うほうえん	境港市誠道町2083	デイサービスセンター 鳥取北	鳥取市秋里1181	平成24年7月1日
〃	〃	認知症対応型デイサー ビスセンター鳥取北	〃	〃
社会福祉法人敬 仁会	倉吉市山根55	通所リハビリテーショ ンル・サンテリオン	倉吉市山根55-233	平成26年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こ うほうえん	境港市誠道町2083	デイサービスセンター 鳥取北	鳥取市秋里1181	平成24年7月1日
〃	〃	認知症対応型デイサー ビスセンター鳥取北	〃	〃
社会福祉法人敬 仁会	倉吉市山根55	通所リハビリテーショ ンル・サンテリオン	倉吉市山根55-233	平成26年4月1日

鳥取県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社兵庫福祉保険サービス	兵庫県神戸市須磨区戎町四丁目1-17	松風の郷デイサービスセンター	岩美郡岩美町大字浦富1418-2	平成24年6月19日
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町158	訪問看護ステーションひまわり	倉吉市東昭和町131-1	平成26年3月1日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨730	平成26年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社兵庫福祉保険サービス	兵庫県神戸市須磨区戎町四丁目1-17	松風の郷デイサービスセンター	岩美郡岩美町大字浦富1418-2	平成24年6月19日
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町158	訪問看護ステーションひまわり	倉吉市東昭和町131-1	平成26年3月1日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨730	平成26年4月1日

鳥取県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	COOPヘルパーステーション虹	米子市博労町三丁目80-1	平成26年4月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
-----	------------	------------	-------------	-------

米子医療生活協同 組合	米子市博労町三丁 目80-1	COOPヘルパース テーション虹	米子市博労町三丁目 80-1	平成26年4月1日
----------------	-------------------	---------------------	-------------------	-----------

鳥取県告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人こう ほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービスセンター 鳥取北	鳥取市秋里1181	平成24年7月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人こう ほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービスセンター 鳥取北	鳥取市秋里1181	平成24年7月1日

鳥取県告示第416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス伯耆町店

西伯郡伯耆町大殿703外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年1月10日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,681平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 66台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 21台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 50平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 11.74立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

7 届出年月日

平成26年5月9日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成26年5月27日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町商工観光課

11 意見書の提出

伯耆町の区域内に居住する者、伯耆町において事業活動を行う者、伯耆町の区域をその地区とする商工会その他の伯耆町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、福井土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第418号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、米子加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成26年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第419号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業期間 平成26年 6 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年 7 月 1 日から平成27年 1 月 31 日まで
- 3 作業地域 鳥取市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町及び琴浦町、西伯郡伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

鳥取県告示第421号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備基本方針を定めた河川

浜村川水系

2 河川整備基本方針を閲覧に供する場所

鳥取県県土整備部河川課、鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所及び鳥取市都市整備部都市環境課

鳥取県告示第422号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月27日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ライオンハート	デイサービスエレファント	米子市熊党129-23	平成26年5月26日	通所介護
株式会社はくあい	すまいるケアはくあい	米子市両三柳1880	平成26年6月1日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

鳥取県告示第423号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月27日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ライオンハート	デイサービスエレファント	米子市熊党129-23	平成26年5月26日	介護予防通所介護
株式会社はくあい	すまいるケアはくあい	米子市両三柳1880	平成26年6月1日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

鳥取県告示第424号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年5月27日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 開発許可の年月日及び番号

平成26年3月31日 鳥取県指令第201300212436号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字狐塚

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市元町25

株式会社ケンズホーム 代表取締役 遠藤 健司

鳥取県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年5月27日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事	豊 嶋	清	西伯郡大山町豊房2410
〃	行 天	孝	西伯郡大山町豊房2680
〃	井 上	静 雄	西伯郡大山町豊房2507
〃	石 原	文 義	西伯郡大山町豊房2693
〃	登 倉	寿 一	西伯郡大山町殿河内1075
〃	兵 郷	修	西伯郡大山町加茂3671
監 事	吉 田	穂	西伯郡大山町豊房2665
〃	来 嶋	仁 志	西伯郡大山町豊房2598
〃	近 藤	正 幸	西伯郡大山町松河原1884

平成26年3月25日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	豊 嶋	清	西伯郡大山町豊房2410
〃	行 天	孝	西伯郡大山町豊房2680
〃	井 上	静 雄	西伯郡大山町豊房2507
〃	石 原	文 義	西伯郡大山町豊房2693
〃	木 村	俊 男	西伯郡大山町豊房3830
〃	兵 郷	修	西伯郡大山町加茂3671
監 事	森 田	清 志	西伯郡大山町豊房2658
〃	来 嶋	仁 志	西伯郡大山町豊房2598
〃	近 藤	正 幸	西伯郡大山町松河原1884

平成26年4月1日就任 任期4年

内水面漁場管理委員会告示**鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成26年5月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成26年6月1日から同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成26年6月1日から同月30日まで

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成26年5月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成26年6月1日から平成27年5月31日まで

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他
知事（知事部局）	22	19	2	0	2	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	28	20	8	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	12	0	9	1	4	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0

人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人鳥取環境大 学	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	62	39	19	1	6	0	0	0

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事(知事部局)	180
知事(企業局)	0
教育委員会	2,386
警察本部長	151
人事委員会	366
病院事業管理者	0
合 計	3,083

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関(知事(知事部局及び企業局)、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者)のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)第41条の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中
102	72	25	0	7	0	3	0

(注 1) 「公文書開示請求」とは、条例第 6 条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注 2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対して 2 つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	
知事（知事部局）	未来づくり推進局	2
	危機管理局	0
	総務部	10
	地域振興部	2
	文化観光局	0
	福祉保健部	2
	生活環境部	7
	商工労働部	0
	農林水産部	12
	県土整備部	3
	会計管理者	1
	中部総合事務所	2
	西部総合事務所	4
小 計	45	
知事（企業局）	0	
教育委員会	35	
公安委員会	0	
警察本部長	12	
選挙管理委員会	7	
人事委員会	0	
監査委員	0	
労働委員会	0	
収用委員会	0	
海区漁業調整委員会	0	
内水面漁場管理委員会	0	
病院事業管理者	3	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	
公立大学法人鳥取環境大学	0	
鳥取県住宅供給公社	0	
鳥取県土地開発公社	0	
公益財団法人鳥取県造林公社	0	
公益財団法人鳥取県教育文化財団	0	
一般財団法人鳥取県観光事業団	0	
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0	
公益財団法人鳥取県文化振興財団	2	

合 計	104
-----	-----

(注) 1 の請求件数欄の件数と 2 の合計欄の件数が異なるのは、1 件の請求が 2 つ以上の部局にまたがるものがあるからである。

3 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検討中	取下げ
1	0	0	0	1	0	0	0	0	0

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成26年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験の日時

平成26年 9 月 17 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糀町一丁目160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学 (5) 食品学 (6) 食品衛生学 (7) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県中部総合事務所生活環境局又は鳥取県西部総合事務所生活環境局（以下「生活環境局等」という。）とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の学校の卒業証明書（これに準ずる書類を含む。）又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する

書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成26年6月30日（月）から同年7月11日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成26年7月11日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成26年10月1日（水）に県庁及び生活環境局等において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、合格者には、平成26年10月1日付けで通知する。

8 その他

(1) 受験資格等の詳細については、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7284)

東部生活環境事務所 鳥取市立川町六丁目176 (0857-20-3677)

中部総合事務所生活環境局 倉吉市東巖城町2 (0858-23-3117)

西部総合事務所生活環境局 米子市糺町一丁目160 (0859-31-9321)

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|-----------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 除雪トラック（10t級、6×6、2.8m級） | 2台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成26年5月7日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社 中四国支社
米子市尾高2789 | |
| 5 落札金額 | 56,376,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成26年3月28日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|-----------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 除雪トラック（10t級、6×6、3.9m級） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成26年5月7日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社 中四国支社
米子市尾高2789 | |
| 5 落札金額 | 31,320,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成26年3月28日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | | |
|--------------------|-----------------------------------|------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 路面清掃車（ブラシ式） | 交換購入 | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | | |
| 3 落札日 | 平成26年5月7日 | | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 三協建機株式会社
鳥取市南栄町9 | | |
| 5 落札金額 | 29,916,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | | |
| 6 入札公告日 | 平成26年3月28日 | | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | | |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察ヘリコプター12月及び400時間点検等整備委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成26年10月31日（金）

(4) 入札書の記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が機械等（建物等以外）保守点検の機械（建物等以外）保守点検であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年6月11日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成26年5月27日（火）から同年6月19日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年5月27日（火）から同年6月4日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年6月19日（木）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月18日（水）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を、4 の(1)の場所に平成26年6月11日（水）午後5時まで提出し、2 の入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県交通管制センター中央装置（上位装置）賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 鳥取県交通管制センター中央装置（上位装置）用機器 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成27年2月28日（土）

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成27年3月1日から平成32年2月28日までとする。

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、内訳としてアからウまでの費用を合計した額とエの保守料の額をそれぞれ記載すること。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）

ウ (1)のイの物品の価額

エ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における保守料

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成26年5月27日（火）から同年7月7日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年6月20日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア及びイの要件を満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシス

テム等開発・改良及び情報処理サービスのシステム等管理運営であり、他の 1 者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年 6 月 20 日（金）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者のうちの 1 者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年 5 月 27 日（火）から同年 6 月 9 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成26年 6 月 12 日（木）午後 2 時

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部交通部交通規制課管制センター

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年 7 月 7 日（月）午後 2 時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月 4 日（金）午後 5 時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成26年 6 月 23 日（月）午後 5 時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Traffic Control center central unit (high-ranking unit) , 1 set

(2) June 23, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 7, 2014 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

July 4, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
-271 Higashi-machi , Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110